# 津山市立保育所・認定こども園 保育業務支援システム構築業務

## 委託事業者選定審查要領

平成30年1月26日

津山市こども保健部こども課



#### 1. 基本方針

津山市立保育所・認定こども園保育業務支援システム構築業務事業者の選定は、公募型プロポーザルにより事業者からの提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。

### 2. 審査の実施

審査は、津山市保育所・認定こども園保育業務支援システム構築事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が行う。

#### 3. 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、次の(1)から(5)に掲げる条件をすべて満たし、一つでも満たない 場合は、審査の対象事業者に該当しないものとする。

- (1) 津山市保育業務支援システム構築業務プロポーザル実施要領に基づく参加条件を満たすこと。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がないこと。
- (3) 実施要領等で示された,提出期日,提出場所,提出方法,書類作成所の留意事項等の条件に 適合しない書類の提出がないこと。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為がないこと。
- (5) 提案価格が見積上限額を超えないこと。

#### 4. 審査の項目・配点

項目および配点は以下のとおりとする。

審査項目	第1次審査配点	第2次審査配点	合 計
詳細機能要件	300 点		300 点
企画提案書評価	200 点		200 点
価格評価		200 点	200 点
プレゼンテーション		300 点	300 点
合 計	500 点	500 点	1000 点

#### 【価格評価】(200点)

以下の価格評価算出式により採点

価格評価点 = ( 200 点 ) × ( 1 - ( 提案見積額 ) ÷9,900,000 ) ÷ ( 1 - ( 最安値提案見積額 ) ÷9,900,000 )

#### 5. 津山市立保育所・認定こども園保育業務支援システム構築業務事業者候補者の選定

#### (1) 選定方法

前記4の合計点で最高得点を挙げた事業者を委員会は、津山市立保育所・認定こども園保育業務支援システム構築業務事業者の候補者として選定する。同得点の場合は、企画提案書による評価点の高い方を上位とする。最高得点及び企画提案書による評価点が同じである場合は、プレゼンテーションによる評価点の高い方を上位とする。複数の事業者の最高点、企画提案書による評価点及びプレゼンテーションによる評価点が同じである場合は、委員会の総合的な審査により候補として選定する。

#### (2) 辞退等による繰り上げ

上位の事業者が辞退し、又は失格となったときは、次点の事業者の順位を繰り上げるものとする。

#### 6. 評価方法

参加資格を満たすと判断された応募事業者が4者以上あった場合は、提出された企画提案書等の第1次審査を行い得点の高い順に上位3者までを第2次審査の対象者とする。参加資格を満たすと判断された応募事業者が3者に満たない場合は第1次審査を省略し、提出された企画提案書等の審査およびプレゼンテーション等により第2次審査を行う。応募事業者が1者のみであった場合においても一定水準以上の評価を得たものは候補として選定する。

#### (1) 第1次審査

「4.審査の項目・配点」及び「事業者審査基準」に基づき、評価を実施する。複数の事業者が同得点の場合は、企画提案書による評価点の高い方を上位とする。合計得点及び企画提案書による評価点が同じである場合は、詳細機能要件による評価点の高い方を上位とする。複数の事業者の合計得点、企画提案書による評価点及び詳細機能要件による評価点が同じである場合は、委員会の総合的な審査により上位を決定する。

#### (2) 第2次審査

「4.審査の項目・配点」及び「事業者審査基準」に基づき、評価を実施する。第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査(プレゼンテーションによる審査)を実施する。第1次審査及び第2次審査での合計得点で最高得点を挙げた事業者を委員会は、津山市立保育所・認定こども園保育業務支援システム構築業務事業者の候補として選定する。複数の事業者が同得点の場合は、企画提案書による評価点の高い方を上位とする。最高得点及び企画提案書による評価点が同じである場合は、委員会の総合的な審査により候補として選定する。